

## 尼崎市障害者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)(素案) に対するパブリックコメント募集結果

○ 18人の方から、78件の意見をいただきました。

○ 寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

| No.                          | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|------------------------------|---|----|--|
| [計画に関すること(基本施策1:保健・医療)]      |   |    |  |
| 1                            | 基本施策1に「重症心身障害児者訪問看護療養費の助成件数」が活動指標として掲げられているが、支援する訪問看護ステーションが少ない。  | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>重度の障害のある人に対する在宅リハビリの推進に向けては、訪問看護ステーションとの連携・協力による支援体制の一層の充実が必要と考えています。そのため、その拠点施設となる「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター(あまりハ)」や関係機関等とも連携を図りながら、支援体制の充実に取り組んでいきます。   |
| [計画に関すること(基本施策4:雇用・就労)]      |   |    |  |
| 2                            | 「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、就労中の障害者が相談できるよう、日曜日の予約を作してほしい。  | 1  | [意見を参考とする]<br>当該センターの営業時間は、平日の午前9時から午後5時までとしていますが、相談窓口については、就労している方への対応も考慮し、水曜日を午後7時まで延長するほか、月に1回は土曜日の相談日も設けて、その対応にあたっています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。   |
| 3                            | 作業所等で得られる工賃が少ないため、モチベーションが上がらない状況にある。作業所等での労働が社会的に認められているという喜びを感じられるものとなるよう、工賃を上げてほしい。  | 3  | [すでに盛り込み済み]<br>福祉的就労を行う障害のある人の自立等に向けては、工賃の向上や活動の場・機会の確保が重要と考えているため、市内の障害者就労支援施設の製品・役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用した広報・販促活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組んでいます。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「尼うえるフェア」を定期的に開催していきます。   |
| [計画に関すること(基本施策5:生活環境、移動・交通)] |   |    |  |
| 4                            | 市営住宅が集約される予定の中、いくら市営住宅のバリアフリー化を進めても受け皿が減っていくのでは困る人も多いはずである。「民間の賃貸住宅で積極的にバリアフリー化を進めてもらうための施策」を作る必要があるのではないか。そのような施策は高齢社会が進んでいく現状では必須だと考える。 | 1  | [意見を参考とする]<br>高齢者や障害のある人が居住する住宅(共同住宅を含む。)のバリアフリー化にあたっては、段差の解消や設備の取付など住宅改修・改造に係る工事費の助成事業を実施しており、引き続き、バリアフリー化等の支援に取り組んでいきます。なお、市営住宅に関しましては、建替えや廃止によって管理戸数を削減しますが、建替えやエレベーター設置によってバリアフリー化された市営住宅は増えますので、削減する管理戸数に比例して、バリアフリー化された市営住宅が減るというものではありません。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |

| No.                             | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方  |
|---------------------------------|--|----|--|
| 5                               | 生涯学習プラザは、障害のある人も生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教育の向上を図れる場であるべきだと思う。そのため、施設のトイレに「大人用のおむつを替えるベッド」を設置するよう強く押し進めてほしい。                                     | 1  | [意見を参考とする]<br>生涯学習プラザなど公設の貸館施設については、バリアフリー法や「福祉のまちづくり条例」に基づいた設計としているところですが、各施設の用途や建設・改修の時期、間取り等の関係により、設備や仕様は様々となっています。なお、これら公共施設の建替・改修時には、法令等の基準に即した整備を進めていくとともに、各施設の設置目的や趣旨を踏まえつつ、利用ニーズ等も十分に考慮しながら、必要な対応や配慮に取り組むことが大切だと考えています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |
| 6                               | 公民館などが廃止され、生涯学習プラザへの置き換えが進んでいる中、貸し館施設の部屋では障害者に配慮したスライドドアになっていないところも散見する。誰もが使用に当たって不自由のないようにするべきではないか。  | 1  |  |
| [計画に関すること(基本施策7:安全・安心)]         |  |    |  |
| 7                               | 災害が起こったときの避難所となる施設にはバリアフリーが十分でないところも多数残っている。学校施設の改修などが進む中、バリアフリー化が進んでいるのか明らかにしたうえで、今後の具体的な計画など詳細を決めるべきではないかと考える。そのためにも現状を明らかにした上で、今後の方針を策定すべき。 | 1  | [意見を参考とする]<br>避難所におけるバリアフリー対応にあたっては、学校施設の改修等が進んできている中、学校の施設特性等の環境を踏まえながら、災害発生時に避難所において、障害のある方が障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活における運営体制の整備を行い、運営面で各種情報の提供を始め、目が届きやすい・声掛けが行いやすい場所への居所設定や通路・動線の確保などバリアフリーへの配慮に取り組みます。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。                   |
| 8                               | 福祉避難所において、走る、奇声を上げる、暴れる、物を投げるといった人がいても、職員が対応できるようにしてほしい。   | 1  | [意見を参考とする]<br>避難所において障害のある人が障害特性に応じた支援を得ることができるよう、支援体制の整備や必要な配慮に取り組むこととしています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。   |
| [計画に関すること(基本施策8:権利擁護、啓発・差別の解消)] |  |    |  |
| 9                               | 「障害者差別解消支援地域協議会」の取組が可視化されていない。ホームページ等で取組の状況を明らかにすべきではないか。  | 1  | [意見を参考とする]<br>「障害者差別解消支援地域協議会」については、障害者差別に関する相談等の情報共有を行うこと等から、傍聴者を募らず、原則、非公開の会議としています。なお、当該協議会の活動内容や成果については、これまでも障害者計画の「評価・管理シート」や市の「施策評価表」にまとめ、毎年度公表をしていますが、より詳しい取組状況の公表にあたっては、同協議会でも協議・検討していきます。   |
| 10                              | 障害者差別解消法の認知度が14%と低いことは、大きな課題だと考えている。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>障害のある人を対象としたアンケート結果ではありませんが、ご意見にあるとおり、本市においても障害者差別解消法の認知度の向上は課題と考えています。そのため、「障害者差別解消支援地域協議会」で作成した啓発用パンフレット等を活用しながら、市民や事業者など地域への周知・啓発に取り組みます。また、引き続き、効果的な啓発手法等について、同協議会で協議していきます。  |

| No.                                      | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方   |
|--|--|----|---|
| [計画に関すること(基本施策9:情報・コミュニケーション、行政等における配慮)] |  |    |   |
| 11                                       | 意思疎通支援制度では、手話条例等進んでいるが、発達障がいや知的障がいのコミュニケーション支援が進んでいるとは思えない。すぐに支援をしてください。                                 | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けては、まず、令和4年度に移転する「身体障害者福祉会館」に情報支援に係るバリアフリー改修を行うとともに、併設する「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を設置すること等で、それら施設機能を活用した情報・コミュニケーション支援の取組を進めていきます。また、当該施設は「福祉避難所」としての役割も有するため、これら施設の取組等を検証しながら、身体障害だけでなく、多様な障害特性への支援につなげていきます。  |
| [計画に関すること(その他)]                          |  |    |   |
| 12                                       | 「障害」の表記については、ひらがなを使った「障がい」という表記にしてほしい。   | 1  | [その他]<br>本市の障害者計画においては、「障害者基本法」の考え方も踏まえ、第2期計画(平成21年度)から「障害」と表記しています。この計画での「障害」とは、人が社会の中で生活していくことを妨げるさまざまな制約や不便(=社会的な障壁)によって生じるもので、それらを被る人を「障害のある人」と考えているため、『社会的な障壁を解消することは、社会の責任である』という意味を含めています。また、この考え方については、当事者団体も参画する「障害者福祉等専門分科会」において改めて協議を行い、今回の素案を策定しているところです。ただし、ひらがな交じりでの表記を否定しているわけではなく、「障害」の表記については、様々な考え方があるものと認識しています。 |
| [計画に関すること(障害福祉計画)]                       |  |    |   |
| 13                                       | 幅広く精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けては、関連する事業等の充実や当事者・家族会との連携・協力を図りながら、しっかりと進めてほしい。 | 5  | [すでに盛り込み済み]<br>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けては、これまで地域の支援機関を中心に開催してきた「地域移行・地域定着推進会議」での地域アセスメントに基づいた課題抽出等を継続しつつ、今年度からは当事者団体にも参画いただく「地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置・開催し、精神障害のある人の地域課題について、より幅広く協議を進めていくこととしています。  |

| No.                                 | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|-------------------------------------|---|----|--|
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策1:保健・医療)] |   |    |  |
| 1                                   | コロナ禍において、精神障害者やその家族の「孤立」が問題となっている。その対応に向けて、行政相談員の増員と質の向上や地域の民生委員等の活用、積極的な訪問・広報に取り組んでほしい。また、関係機関や地域の支援グループ等との協力のもと、「孤立」している情報を入手・把握し、必要な支援につなげるシステムが必要で。           | 3  | [意見を参考とする]<br>在宅で不安を抱えている精神障害のある人やその家族等に対しては、電話や来所相談、家庭訪問等によって、その支援にあたっており、今般の「新型コロナウイルス感染症」の流行下においても、感染予防の対策や配慮を講じながら、継続して取り組んでいます。なお、コロナ禍において、ご意見にあるような新たな社会問題が取り上げられる中、本市の相談支援体制の充実に向けては、引き続き、関係部局において協議・検討を進めていきます。                              |
| 2                                   | 精神障害で長期入院中の方が身の回りにも数名いるが、退院させたくても地域に受け皿が整っていない。また、精神障害の場合、休日・夜間に症状が悪化しやすく、入院とならないよう、直前で症状を抑え、安心させるためにも、365日かけられる電話相談が必要です。そのため、「県立尼崎総合医療センター」に精神科や緊急時の受付を設置してほしい。 | 4  | [意見を参考とする]<br>精神障害のある人が住みなれた地域で暮らすために必要な支援の協議・検討にあたっては、これまで地域の支援機関を中心に開催してきた「地域移行・地域定着推進会議」での地域アセスメントに基づいた課題抽出等は継続しつつ、今年度からは当事者団体も参画する「地域包括ケアシステム構築推進会議」を設置・開催して、ご意見にある内容等も含め、より幅広く協議を進めていくこととしています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。              |
| 3                                   | 地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の実施にあたっては、制度の理解と支援内容の広報が重要であるため、分かりやすい言葉で周知してほしい。  | 1  |  |
| 4                                   | 精神障害者の状態が悪く、ショートステイ等の利用が難しい場合に、同居する低所得の両親が避難できる場所を確保してほしい。  | 1  |  |
| 5                                   | 精神科初期救急や入院ができる病院は遠方にしかなく、特に夜間や休日等は不安です。交通の便が良く、行きやすい近く場所に設置してほしい。   | 2  | [意見を参考とする]<br>精神科初期救急については、兵庫県精神科救急窓口等における夜間・休日対応や、阪神圏域に精神科初期救急の当番病院を設置して対応にあたっており、引き続き、阪神圏域の連携による継続した取組が必要と考えています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。   |
| 6                                   | 精神障害のピアサポーターが活動するにあたり、無理をさせないためにも、支援が同一のピアサポーターに偏らないよう配慮してほしい。  | 1  | [意見を参考とする]<br>ピアサポーターの活動にあたっては、これまででもサポーターの体調等に留意しながら実施しているところですが、ご意見にある指摘も踏まえて、改めて同一のピアサポーターに支援が集中していないか注意しながら、事業を進めていきます。  |
| 7                                   | 施策推進編の基本施策1の「(2) 精神保健に対する施策」と「(3) 難病等に対する施策」に、「② 理解・知識の普及」として、当事者や家族の交流促進が掲げられているが、身体障害の当事者や家族の交流については何も書かれていない。  | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>基本施策1「保健・医療」に、精神保健と難病等に対する施策として「② 理解と知識の普及等」を掲げているのは、これら疾患の内容や状態は患者によって様々であることから、本人やその家族であっても正しく理解することが難しい疾患となるため、保健・医療の施策として、当事者やその家族等に対しての取組を記載しているものです。なお、当事者やその家族を始め、地域住民等との交流や活動に対する取組については、施策推進編の基本施策8の(2)「① 理解の促進・啓発」に記載しています。 |
| 8                                   | 引きこもり状態の人には支援の手がなかなか届いていないと思う。現在の各種相談事業の中に引きこもり相談を入れてほしい。   | 2  | [すでに盛り込み済み]<br>精神保健福祉相談については、精神疾患(疑いを含む)を抱える引きこもり状態の人も対象としており、訪問による相談等を実施しているため、引き続き、当該事業において対応していきます。   |

| No.                                       | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方   |
|---|--|----|---|
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策2:福祉サービス・相談支援)] |  |    |   |
| 9   | 人工呼吸器にも使用できる電源装置(蓄電池)を日常生活用具の給付品目に追加するなど、人工呼吸器患者にとっての非常用電源の整備をいち早く進めてほしい。                                | 1  | [意見を参考とする]<br>人工呼吸器の充電等にも使用できる非常用電源の確保に向けては、平成30年度の台風21号の影響により、市内で起こった長期間の停電の経験等を踏まえて、在宅人工呼吸器の取扱業者との連携による非常用電源の貸し出しの取組を進めています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。                       |
| 10  | 医療的ケアが必要な人への日常生活用具(入浴補助用具やオムツ、スロープ等)の給付やサービス(身体介護、移動支援)の利用にあたっては、個々の状態や家庭での支援状況に沿った形で利用できるよう、柔軟に対応してほしい。 | 1  | [意見を参考とする]<br>日常生活用具や各種サービスの給付にあたっては、個々の身体の状態や支援状況等を勘案し、医療的ケアなど特別な支援や対応が必要と認められる場合は、できる限りの対応に努めているところです。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。   |
| 11  | 施策推進編の基本施策2の(2)に、「③ 相談員活動の充実」が掲げられているが、現状は年1回の相談員研修を実施しているのみで、資質向上のための取り組みが十分とは言い難いのではないかと。              | 1  | [意見を参考とする]<br>障害のある人へのピアカウンセリングや公的機関とのつなぎを役を担う障害者相談員の活動については、資質の向上や活動の充実が必要と考えています。そのため、当事者団体等とも協議・連携しながら、効果的な事業運営等について検討していきます。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。                     |
| 12  | 日常生活用具の貸し出しについて、発達障がい者(児)にもレンタル制度や体験利用等をしてほしい。   | 1  | [その他]<br>本市では日常生活用具のニーズが高く、給付実績も多いことから大きな財政負担が生じており、現在の運用状況等を勘案すると、ご意見にあるような制度拡充は困難と考えています。なお、「兵庫県立福祉まちづくり研究所」では、福祉用具の展示や体験、相談等を実施されています。   |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策3:療育・教育)]       |  |    |   |
| 13  | 特別な支援を必要とする子どもへのサポートは、いわゆる専門家だけで取り組んでいても十分なものにならないことも多い。当事者団体とも連携を取りながらロールモデルとしての活用などを検討するべきではないかと。      | 1  | [意見を参考とする]<br>学校では、特別な支援を必要とする子どもへのサポート等にあたり、学校の中だけでなく、保護者のご意見等も聞かさせていただきながら、その対応に努めているところです。今後も保護者を始め、支援機関や当事者団体の方々との連携機会をできるだけ増やし、支援していくことを考えています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |

| No.                                      | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|--|---|----|--|
| 14                                       | 施策推進編の基本施策3の(3)に、「②教育相談の充実」が掲げられているが、障害を持つ子どもがこころすこやかに育てられるシステムとしては不十分すぎる。障害を持つ子どもは多数者の中では卑屈になりやすい。障害を持つことで消極的にならないような、また、自ら積極的に周囲に理解を広げられる子どもを育てられる施策を考えるべきである。具体的には、成人した同じ障害のある人を相談員として配置するなど対応してほしい。 | 1  | [意見を参考とする]<br>障害のある児童生徒に対しては、自立を目指す教育活動の中で、個々に応じた取組をスモールステップで行い、達成感を味わうことで自己肯定感を持ち、自信をもって活動できるような力の育成に努めています。また、交流や共同学習の機会を通して、多様性の理解を促進する取組を行うほか、特別支援学校の生徒においては、同じ障害のある人の経験談を聞く場も持つようにしています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |
| 15                                       | 施策推進編の基本施策3の(2)に、「④あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター機能の充実」とあるが、県立の特別支援学校とも関係を充分密にしておく等の文言を取り入れてほしい。聴覚障害や視覚障害など、あまようにはいない障害特性を持った子どものサポートをどうしたら良いのか分からない場面が出てくるのではないかと危惧する。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校を含めた、各学校園間や関係機関との連携については、施策推進編の基本施策3の(2)「③ 学校園間及び関係機関の連携(縦と横の連携)」に記載しています。  |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策4:雇用・就労)]      |   |    |  |
| 16                                       | 障害者就労については、就労から始めるのではなく、ボランティア等を体験する機会が必要である。また、長期間のサポートや就職できる職種の増など、働きやすい環境を整備してほしい。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>就労を希望する障害のある人への支援や環境整備に向けては、就労系サービスでのボランティア体験や市役所内で職場体験・実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」のほか、施策推進編の基本施策4の(2)「①多様な形態での就労支援」に掲げる施策や取組を進めています。   |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策5:生活環境、移動・交通)] |   |    |  |
| 17                                       | グループホーム等を市営住宅にも、適合してほしい。低所得の障害者が使えるようにしてほしい。  | 1  | [意見を参考とする]<br>本市の市営住宅については、現在、「尼崎市市営住宅建替等基本計画」に沿って、計画的に耐震化やエレベーターの設置、バリアフリー化を進めています。そのため、直ちにグループホームへの活用を進めていくことはできませんが、低所得の障害のある人など「住宅確保要配慮者」の居住の安定した確保に向けて、引き続き、検討を進めていきます。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。                  |
| 18                                       | 市営住宅の入居の応募について、障害者の人数制限を廃止してほしい。  | 1  | [その他]<br>市営住宅の応募時における人数要件については、部屋の間取りや大きさで定めているため、緩和等行う予定はありません。ただし、中度以上の障害のある人については、高齢者等と同様に、特に居住の安定を図る必要がある者として優先枠を設けており、また、単身のみ・単身可にしている住宅については、単身での申込みも可能としています。   |
| 19                                       | 障害者が1人で、身内がいなく賃貸住宅に住むのに、保証人が確保できない場合の対応をお願いします。   | 1  | [その他]<br>保証人が確保できないことを理由に賃貸住宅の契約が困難な場合の対応方法として、国に登録されている「登録家賃債務保証業者」の活用や、都道府県の指定する「住宅確保要配慮者居住支援法人」への相談などがあります。なお、兵庫県においても複数の法人が「住宅確保要配慮者居住支援法人」に指定されています。今後もこういった住まいに関する情報の提供に努めてまいります。  |

| No.   | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|---|---|----|--|
| 20  | 通院介助でのバス・電車でのヘルパー同行費用を所得に応じて補助してほしい。市内の障害者本人は無料だが、ヘルパーの費用を補助してほしい。  | 1  | [その他]<br>本市では、重度の障害のある人に対して、乗合自動車(バス)に係る「介護人付特別乗車証」を交付しており、本人と介護人が同乗する場合は、介護人の乗車料金も無料となります。なお、他の公共交通機関への補助等の拡大は財政負担が大きいこと等からも、実施する考えはありません。  |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策6:生涯学習活動)]        |   |    |  |
| 21  | 自発的活動支援事業の実施にあたっては、補助金の総額と件数を公表すべきではないか。利用があるというだけでは制度の有効性を確認することが出来ない。可能な限り、どのような内容があったかも公開してもいいと思う。   | 1  | [その他]<br>自発的活動支援事業の実施にあたっては、障害のある人やその家族、地域住民による地域活動の拡がりにつなげていくため、募集結果や実施団体の活動内容等を市のホームページに公表するなどし、周知を図っています。   |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策7:安心・安全)]         |   |    |  |
| 22  | 施策推進編の基本施策7の(1)の「⑤ 緊急通報等の充実」において、「「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用を促進します。」との記載があるが、表現が適していない。同基本施策の(2)の「① 防犯対策の推進」にある「メール110番」の記載と同様に、「利用の啓発に努めます。」としてはどうか。また、両制度の普及に向けては、普段からの広報を工夫すべきと考える。 | 1  | [意見を反映した]<br>計画文案の趣旨としては、「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の制度について、聴覚障害のある人等に周知することを記載したのですが、「119番通報の利用を促進する」といった誤解が生じることも考えられるため、いただいたご意見を踏まえて、以下のとおり修正するとともに、関係機関と連携を図りながら、両制度の啓発に取り組んでいきます。<br>(修正後)<br>聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・緊急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組めます。 |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策8:権利擁護、啓発・差別の解消)] |   |    |  |
| 23  | コロナ禍の中、特に医療施設では感染防止対策のためにマスクをしている方が多く、「読唇」を行う聴覚障害者にとっては大きな壁となっている。筆談で対応するといった配慮をしてくれない医療関係者も多いため、障害者への理解等に向けた啓発普及を行う必要がある。  | 1  | [意見を参考とする]<br>医療機関における障害のある人への理解・啓発については、厚生労働省が作成した「障害者差別解消法 医療関係従事者向けガイドライン」において、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の留意点等がまとめられており、すでに同省から医療機関に対して周知・啓発が図られていますが、市内の病院等において理解が不足しているなど、様々なご意見があることから、本市からの周知についても検討を行っていきます。   |
| 24  | 病院では、障害者差別解消法や合理的配慮等の周知が進んでおらず、確認しても知らないとの回答しているが、医師会では会員の会報に同封して周知していると回答している。この矛盾がないよう改善を図ってほしい。  | 1  |  |
| 25  | 精神障害者が妊娠中にパニックとなった場合、どの診療科に受診すればよいかわからない。精神科でも産婦人科でも対応できるようにしてほしい。  | 1  |  |
| 26  | 障害福祉サービスの通院介助を利用した場合、病院内は院内介護が基本となっている。このことを病院に周知徹底してほしい。   | 1  |  |

| No.  | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|--|---|----|--|
| 27   | 障害児の「サポートブック」、ジョブコーチの「利用者取扱書」など、障害者の理解を進める資料を作成しているが、他にこのような資料を作成する取組はないのか。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>本市ではこれまでも、障害のある人の理解等に向けて、障害特性や必要な配慮等をまとめた啓発用パンフレットや手話の普及・啓発用のハンドブックなど、様々な市独自の啓発用資料を作成し、その普及・啓発に取り組んでいます。今後も、これらの取組の継続や国・県等で作成されるツール等の活用に取り組みながら、障害のある人や各種制度の普及・啓発を進めていきます。  |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(基本施策9:情報・コミュニケーション、行政等における配慮)] |   |    |  |
| 28   | 「職員対応要領」が作成されてから、かなりの日数が経っているにも関わらず、改善点の指摘が未だに相次ぐ現状について、総括が甘いのではないかと。市民として、職員が気付かなかった点を指摘していくという「協力」は惜しまないが、研修の成果が出たと言えるような仕組みの構築が必要なのではないかと。 | 1  | [意見を参考とする]<br>「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に掲げる取組の検証にあたっては、各所属に対して、「障害を理由とする差別的取扱いの事例」や「障害のある人に対する合理的配慮の提供に関する相談事例」等の調査を行い、取組状況の把握等を行っています。また、その好事例や不適切な事例の共有を図ることで、職員の意識や対応力の向上につなげていくこととしています。いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。 |
| [施策推進編(計画の参考資料)に関すること(障害福祉計画)]                       |   |    |  |
| 29   | 施策推進編の障害福祉計画に記載のある訪問系障害福祉サービスについては、サービス量を全体の利用時間だけでは分かりにくい。利用者一人当たりの時間も記載してほしい。   | 1  | [意見を参考とする]<br>障害福祉計画に掲げる各サービスの利用実績や計画値(見込量)については、国の基本指針に基づき、各サービスにおける一月当たりの利用量と利用者数を掲載しています。いただいたご意見については、今後、よりわかりやすい計画としていくための参考とさせていただきます。   |
| 30   | 高齢者向けの事業所や施設が近隣でどんどん増える一方で、障害者を支援する事業所や施設はほとんど増えていない。これら施設等が増えることで、地域との交流の場が増え、障害に対する理解も深まると考える。また、ヘルパーや専門スタッフの雇用も生まれるため、整備を進めてほしい。           | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>高齢者(介護保険サービス)と比較すると、サービスの利用者数が大きく異なることもあり、本市における事業所等の新規開設数に差はあるものと考えていますが、障害福祉サービスにおいても、サービス給付や事業所の開設数は、ほとんどのサービスで増加傾向にあります。引き続き、地域において必要なサービス提供ができるよう取り組んでいきます。  |
| 31   | 尼崎市の就労移行支援事業所は、就労定着支援事業所を併設している数が少ないので増やす努力をお願いします。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>就労定着支援事業所の設置に向けては、引き続き、就労系サービスの指定事業所ネットワーク会議等において、本市における利用状況や課題、事業運営に係る情報提供に取り組む、新規開設につなげていきます。   |



| No. | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方  |
|-----|--|----|--|
| 32  | 地域在宅支援こそ完全参加と実質的平等である。施策推進編には「日中サービス支援型グループホーム」の整備や「施設入所支援」のサービス見込量が記載されているが、これらは、計画の基本理念と整合しないと考える。市としては、「脱施設」の考えのもと、24時間介護など、これまで以上に訪問系サービスを充実させ、親からの独立や自立した生活を保障していくといった旗色の鮮明さが欲しい。 | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>計画の基本理念である「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」に向けて、サービスを必要とする障害のある人に対して、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況等を踏まえた適切なサービス提供が重要と考えています。なお、本市における福祉サービスの利用状況(人口千人あたりの利用者数)をみると、全国の平均値に対して、訪問系サービスは2倍の利用となっており、在宅生活を維持する環境は、他の地域に比べて整っているものと分析しています。一方、施設・居住系サービスは8割弱の利用となっているため、身近な地域での生活が維持できるグループホームの整備を計画の重点項目として掲げているところです。 |
| 33  | グループホームは一番ニーズの高いサービスと考えている。施策推進編には「整備が一定進んでいる」とあるが、重症心身障害の人を対象としたグループホームはほとんど無い。市として、施設への入所よりグループホームの利用という考えの下、重症心身障害や医療的ケア等に対応できるグループホームの整備を具体的に計画に盛り込んでほしい。                          | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>多様なグループホームの開設に向けては、指定事業所のネットワーク会議において、本市におけるグループホームの利用状況やニーズ、事業運営に係る情報(基準や報酬など)等の共有を図りながら、国の整備補助や市の開設補助の制度を活用していくことを、施策推進編の第4章「障害福祉計画」の4の(3)「居住系サービス」に記載しています。  |
| 34  | 「住宅入居等支援事業」の実施が無いため、市としての努力が必要ではないか。   | 1  | [すでに盛り込み済み]<br>当該事業の実施に向けては、障害のある人が入居しやすい賃貸住宅の紹介等も行っていけるよう、関係部局が連携を図りながら取組を進めていきます。  |
| 35  | ヘルパーの退職が多いが、対策を処遇改善だけでは足りていないので対策をしてください。  | 1  | [その他]<br>障害福祉サービスの報酬については、国において統一された基準が設けられており、本市の財政状況からも本市独自の制度を創設することは困難と考えています。そのため、サービス事業所の安定的な事業運営が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分に踏まえて、報酬単価の見直し等を講じるように全国市長会を通じて国へ要望しています。   |
| 36  | 尼崎市立身体障害者福祉センターの名称を変更し、他の障害種別の人でも利用できる相談所等を作ってほしい。   | 1  | [その他]<br>本市では、全ての障害種別に対応する「基幹相談支援センター(保健福祉センター)」と、それぞれの障害種別を担当する「委託相談支援事業所」を市内に6か所、市外に2か所設置することで、きめ細やかな相談支援体制を構築しています。なお、ご意見にある「身体障害者福祉センター」を含め、各委託相談支援事業所においては、担当する障害種別と異なる方からの相談であっても、相談者の希望があれば対応しています。   |

| No. | 寄せられたご意見の概要   | 件数 | 市の考え方  |
|-----|---|----|--|
| 37  | 指定事業所の実施指導以外で、抜き打ち調査等はないのか。従業員での聞き取り等はないか。虐待防止や院内介助の申請、病院スタッフでの院内介助の説明等を含めても良いのではないのか。                      | 1  | [その他]<br>指定事業所の適正な運営にあたっては、定期的な実地指導に加え、不適切な請求行為や虐待等の疑いがある場合は、適宜、事業所への訪問・聞き取り調査も行っています。また、ご意見にある「院内介助の取扱い」等も含め、特に事業所に対して周知が必要な運営基準や制度改正等がある場合は、必要に応じて、事務連絡の発出や事業所説明会での周知等を行っています。   |
| 38  | 食器乾燥機に包丁を入れたり、水の少ない熱した鍋に直接蛇口から水を入れたり、危険な業務を行うヘルパーがいる。安全な業務を行うヘルパーを派遣してほしい。                                  | 1  | [その他]<br>指定事業所の適切なサービス提供に向けては、様々な機会を通じて、必要な指導・助言等を行っているところですが、不適切なサービス提供や事業所の対応が起こった際は、まずは当該事業所に対してご指摘いただき、それでも改善等が図られない場合は、本市の担当課（法人指導課）までご相談ください。  |
| 39  | 居宅介護事業所の都合でヘルパー派遣を断る場合、その事業所が代替事業所を探さなければならないが、そのことを説明せずに、利用者が探したことがありました。このようなことがないように行政から利用者に説明が必要である。    | 1  |  |
| 40  | 居宅介護事業所から制度外のサービス提供に係る実費として請求を受けるが、事業所によっては高く感じることもある。事業所に対してサービス提供前に費用の説明するよう指導してほしい。                      | 1  |  |
| 41  | 障害福祉サービスの認定調査については、知的障害者の場合、生活状況等が説明できる家族や支援者の立会いが原則となっているが、説明してくれないことがあった。今後は、このようなことがないように調査員の教育を徹底してほしい。 | 1  | [その他]<br>いただいたご意見を踏まえ、引き続き、職員の資質向上や適正な事務執行、障害のある人への適切な対応に取り組んでいきます。  |
| 42  | 退職高齢者であっても、まだまだ元気な人も多いため、支援スタッフが不足しているのであれば、資格を取るシステムやボランティア制度で専門スタッフのサポートをしてもらえる人数を増やしていったらどうか。            | 1  | [その他]<br>本市では高齢者施策として、介護の従事に必要な各種研修費用の助成等を行う「介護人材確保支援事業」を令和3年度から実施する予定です。介護サービスの訪問介護事業所については、障害福祉サービスの居宅介護事業所を兼ねている場合が多く、当該事業による取組は、障害福祉サービスの人材確保にもつながるものと考えています。なお、障害福祉サービスの提供については、法令により人員基準が定められておりますが、基準を満たしたうえで、ボランティアなどの職員を配置することについては、各事業所のニーズに応じて対応されるべきものと考えています。 |

| No.                        | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方   |
|----------------------------|--|----|---|
| 43                         | サービス利用にあたっては、利用計画を作成して、利用者の思いなどを具体化していくが、実際には「利用したい住居が少ない。」や「訓練が自分のニーズと合わない。」といったこともあるため、利用者がサービス事業所や相談支援事業所を評価し、互いに支援の質を高めるような制度があれば良い。 | 1  | [その他]<br>サービス利用に関する評価については、利用者の状態や支援ニーズ、事業所との関係等によって様々であり、個々の主観的な評価となってしまうため、公的な評価制度を創設することは難しいと考えています。なお、地域におけるサービス利用の状況やニーズ、課題等の把握にあたっては、指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催するなどして、その共有を図っていますので、サービス利用に関するご意見がありましたら、担当する相談支援事業所や市の窓口までご相談ください。       |
| 44                         | 発達障害者に関わる支援者には、研修を義務にしてほしい。また、6か月から1年以上は研修をしてほしい。また、研修の実施時には、当事者や家族会の保護者等を立ち合わせて、助言を頂きながらしているか。  | 1  | [その他]<br>障害のある人への支援にあたり、資格の取得や各種研修の受講等が必要な場合、支援者はその要件を満たしていることが必須となります。なお、それら資格や研修の要件(期間や頻度、カリキュラムなど)については、本市で独自に変更できるものではありません。  |
| [その他(個別の要望や見解、質問など)に関すること] |  |    |   |
| 45                         | 精神障害に係る支援体制の充実が挙げられているが、保健師の人数が減っており、保健所も統合され、遠方まで出向くことになっているため、逆行していると感じる。  | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>「保健福祉センター」の保健師については、開設前と比べて人数は減らしていませんが、窓口の場所の変更により、遠方となられた方につきましては、ご不便をおかけすることとなります。当該センターの開設は、これまで本庁や保健所、6支所にあった保健と福祉の市民窓口を集約し、市民からの様々な相談等に総合的に対応できるよう、「総合相談窓口」を設置する取組であり、精神障害のある人への支援体制の充実にもつながるものと考えています。       |
| 46                         | 障害福祉サービスや自立支援医療の受給者証の更新、障害年金の申請など各種手続きをマイナンバーカードでもっと簡単にできるようにしてほしい。手続きに日数がかかるため、親が居なくなった後、精神障害の息子が一人で行えるか不安になる。                          | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書として活用できるため、公的証明書の取得に係る手続きの簡素化には有効となりますが、ご意見にある各制度の手続きに関しましては、本人の身体(障害)の状態や支援状況等を確認することが必要となるため、現行手続きによる対応となります。なお、これら手続きにあたっては、本人から委任を受けた支援者等が代理人として行うことも可能ですので、将来的な不安がある場合は、相談支援事業所等にご相談ください。 |

| No. | 寄せられたご意見の概要  | 件数 | 市の考え方   |
|-----|--|----|---|
| 47  | 尼崎市営の「障害者専用共同住宅(マンション)」を建設してほしい。障害特性別にフロアを分けるほか、介護職員や意思疎通支援者等を常駐させること等で、日々の支援や震災時の連絡等に便利になる。   | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対する住宅制度であるため、障害のある人専用の市営住宅(障害者専用共同住宅)を整備する考えはありません。  |
| 48  | 第5期計画の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、平成30年度の計画値94件/年に対して、実績が0件となっているが、理由はどのようなことか。  | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業については、派遣対象者が少なく、利用者の生活状況(通院の頻度など)によって、利用件数の変動が大きい事業となっています。そのため、第5期の計画値については、直近の利用実績を勘案して設定してきましたが、結果的に平成30年度以降は、利用実績がなかったものです。  |
| 49  | 障害者を対象としたアンケート調査を実施しているが、当事者が回答できない場合、家族や関係者が回答を作成することになる。その場合、本人が思う回答とは違いが生じるのではないか。  | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>アンケートの回答にあたっては、できる限りご本人が記入するようお願いしていますが、ご本人の障害の状況や年齢等によって記入ができない場合には、その配慮として、ご家族や介助者の方がご本人の意見を聞きながら、もしくはご本人の気持ちを考えながら記入していただくよう、調査票の冒頭に記載し、お願いをしているところであります。  |
| 50  | 手話言語条例の求めるものは必ずしも手話とろう者への理解に限ったことではなく、「聴覚障害者」=「手話」という固定観念を持たれる施策を行うことは問題が大きいと言わざるをえない。「手話とろう者」、そして「聴覚障害者」への理解がセットでなければいけないと考えるが、手話パンフレットは正しい理解が進む内容になっていないので、作成し直すことが必要と考える。 | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>「尼崎市手話言語条例」は、手話とろう者に対する理解や手話の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として制定した条例となっています。なお、ご意見にある「尼崎市手話パンフレット」では、手話で会話する「ろう者」だけでなく、難聴者や中途失聴者についても記載するほか、聴覚障害のある人とのコミュニケーション方法として、手話を紹介するだけでなく、指文字や口話、筆談等についても記載することで、聴覚障害のある人への理解促進に向けた内容としているところです。 |
| 51  | 認知症の理解支援者に対して「オレンジリング」の交付制度はあるが、障害者の理解支援者には制度がなく、同様の制度を作してほしい。   | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>「オレンジリング」が交付される認知症サポーターの養成等の取組は、厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に掲げる施策の一環として、全国で展開されている制度となります。そのため、本市の障害者施策で同様の制度を創設する考えはありませんが、障害のある人の理解や啓発に向けては、施策推進編の基本施策8に掲げる施策や取組を進めていきます。   |
| 52  | ピッコロシアターでの障害者割引や障害者の劇体験、指導者の障害者施設派遣など、障害者が表現や対人関係をロールプレイ等で練習できる制度を作してほしい。  | 1  | [今回の意見公募の対象としていないもの]<br>「兵庫県立尼崎青少年創造劇場(ピッコロシアター)」では、障害のある人が利用する場合に、施設利用料金の減免制度を設けています。また、一部の主催事業では、障害のある人にも舞台を楽しんでもらえるよう、音声ガイドなど鑑賞サポートを実施しています。いただいたご意見については、施設運営者である兵庫県にお伝えします。  |